

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となる場合があります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合、はチェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 21 日

京都地方裁判所第 5 民事部

裁判所書記官 藤 本 昌 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 5 日から 令和 8 年 2 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 2 月 19 日 午前 9 時 30 分 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 3 月 6 日 午後 1 時 00 分 京都地方裁判所第 5 民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 2 月 27 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 2 月 27 日 午前 11 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の 金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許 可若しくは届出を必要としない者に限り、買受申出をすることが できます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 21 日から当庁 2 階の物件明細閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 八幡市男山松里 |
| | 地 番 | 9番27 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 205.27平方メートル |
| 2 | 所 在 | 八幡市男山松里 9番地27 |
| | 家屋 番号 | 9番27 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 60.45平方メートル
2階 58.79平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年10月27日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 藤 本 昌 宏

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 八幡市男山松里 |
| | 地 番 | 9番27 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 205.27平方メートル |
| 2 | 所 在 | 八幡市男山松里 9番地27 |
| | 家屋 番号 | 9番27 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 60.45平方メートル
2階 58.79平方メートル |



令和 7 年 (ケ) 第 130 号
(物件 1、2)
令和 7 年 9 月 8 日受理
令和 7 年 10 月 16 日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 小 坂 由 人

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|---------------|-------------|--|
| 1 | 所 在 | 八幡市男山松里 | | |
| | 地 番 | 9番27 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 205.27平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 八幡市男山松里 9番地27 | | |
| | 家屋 番号 | 9番27 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 60.45平方メートル | |
| | | 2階 | 58.79平方メートル | |



22

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 本件土地

- (1) 本件土地は北東側が駐車場になっており、駐車場部分以外は本件建物が建てられている宅地部分になっている。
- (2) 駐車場部分は本件土地北東側の建築基準法上の道路（市道）と等高に接している。
- (3) 宅地部分は駐車場部分より約2m高くなっており、宅地部分に至るための階段が駐車場部分の南東側に設置されている。
- (4) 駐車場部分にはカーポートが設置されている。
- (5) 南西側隣地は本件土地より約2m高くなっており、擁壁が設置されている。
- (6) 上記擁壁には水抜き穴が設置されており、水抜き穴から排水されているのであれば、排水は本件土地に流れ込むのではないかとと思われるが、詳細は不明である。
- (7) 宅地部分の北東側に金属プレートが設置されている。
- (8) 本件土地東角付近に金属プレートが設置されている。
- (9) 本件土地北角付近にコンクリート杭と金属プレートが設置されている。
- (10) 門壁には所有者の苗字を表示した表札が存在する。

2 本件建物

- (1) 本件建物の屋根には太陽光パネルが設置されており、本件建物1階洗面所にはカラー表示ユニットが存在することから、太陽光発電システムが設置されている可能性があるが、その他の太陽光発電システムの機器等が見当たらず、詳細は不明である。
- (2) 本件建物北東側にエネファームの設備が存在する。
- (3) 本件建物内には所有者宛の郵便物及びライフラインの請求書が存在した。

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は公図、地積測量図、建物図面、土地建物位置関係図、建物見取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 ライフライン調査の結果、ライフラインの契約者は所有者であった。
- 3 本件建物の郵便ポストに居住者宛の照会書を投函し、また、所有者宛に照会書を郵送したが、回答及び連絡は無かった。
- 4 本件建物の太陽光発電システムの存否及びその所有関係につき、所有者に確認することは出来なかった。
- 5 所有者が本件建物を居宅として使用し、占有していることが認められる。
- 6 ライフライン調査の結果及び立入調査の結果から、2ページのとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 9月17日 15:30-15:35	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影 居住者宛照会書投函
7年 9月17日 : - :	当庁	ライフライン調査
7年 9月26日 : - :	当庁	所有者宛照会書送付
7年10月 8日 10:00-10:35	物件所在地	立入調査、写真撮影
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

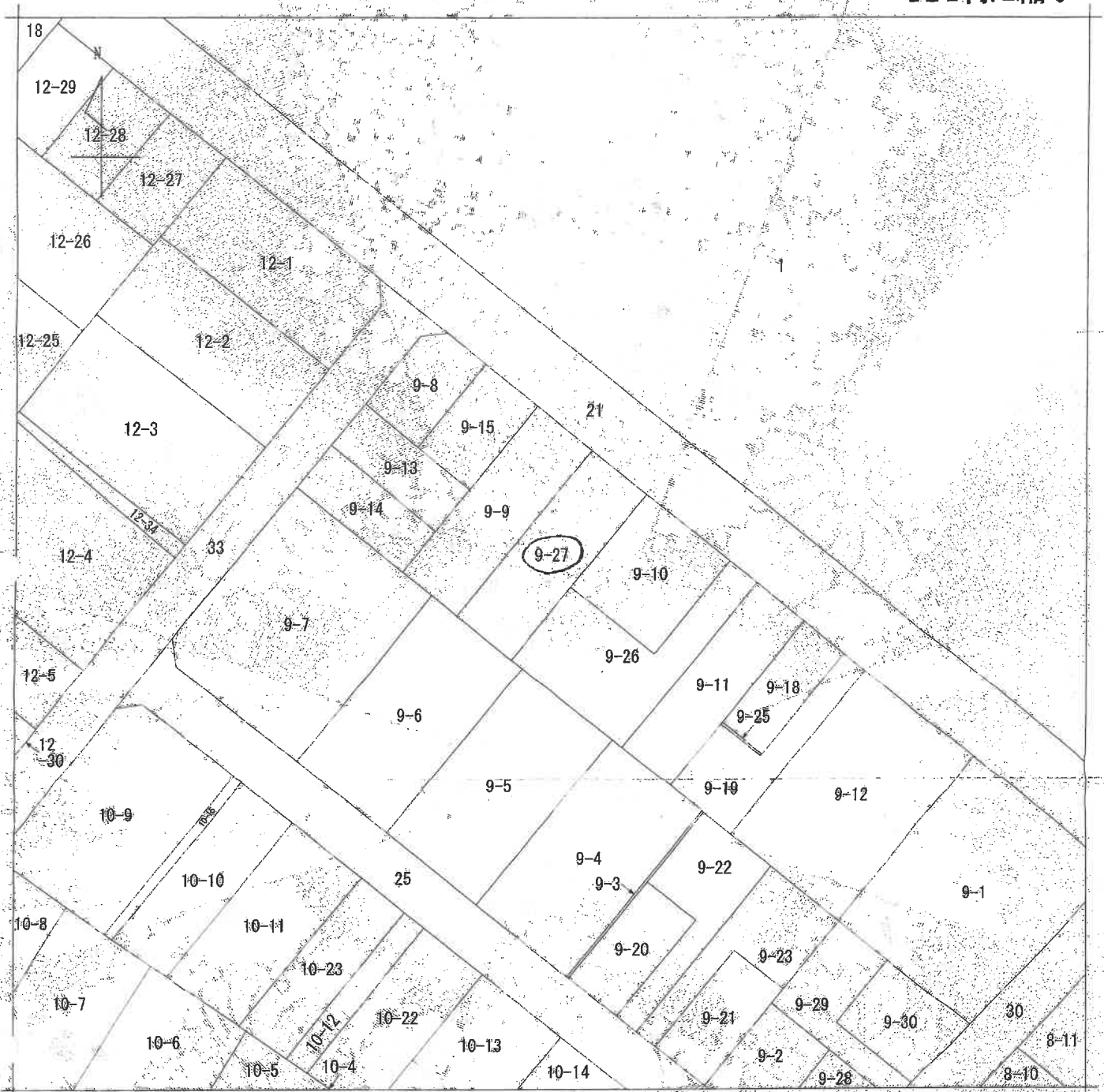
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 7年10月 8日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて、建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

男山松里

請求部分	所在地	八幡市男山松里			地番	9番27		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和51年12月24日			備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(京都地方法律局宇治支局管轄)

令和7年7月17日

東京法律局

請求番号：17-1

(1/1)

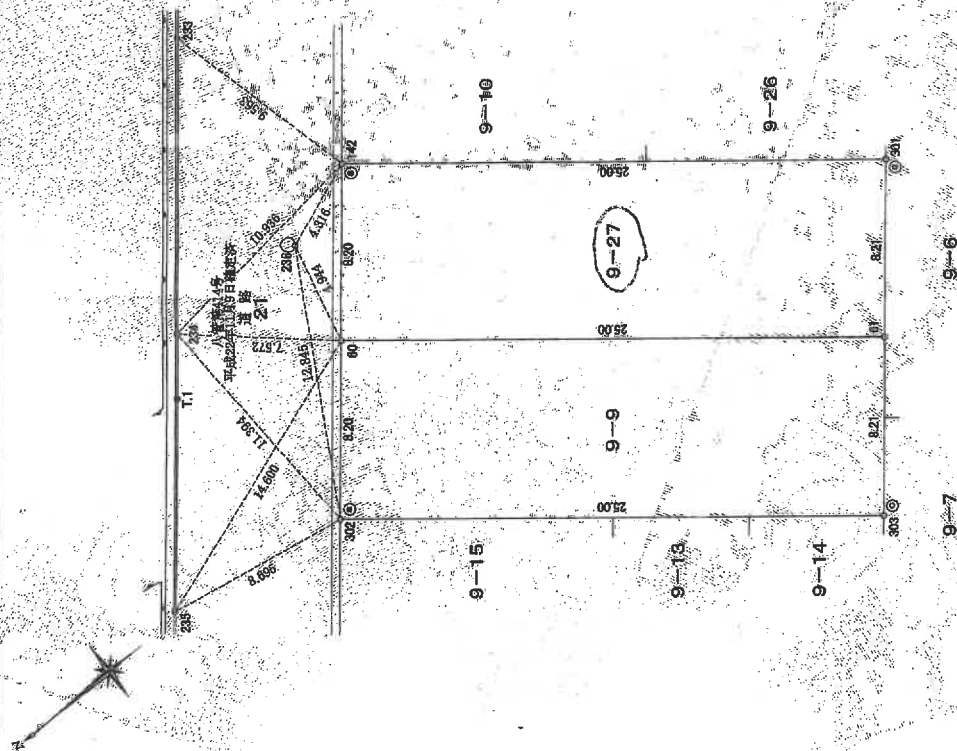
登記官

5ページ

京都府八幡市男山松里

9-9, -27

土地の所在



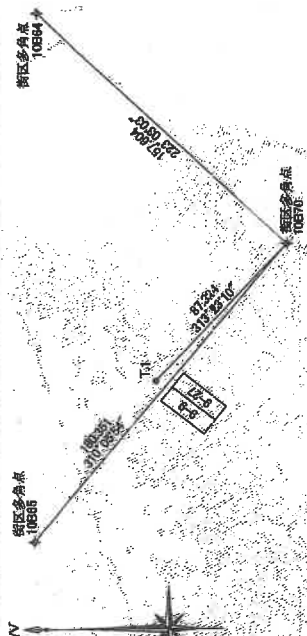
求積表

記 号	第 9	X_{10}	X_2	$X_{10} - X_2$	$\frac{1}{n} \cdot (\sum_{i=1}^n X_i - \sum_{i=1}^n X_{i-1})$
点	307	-27453.602	-27448.389	-5.213	391762.68616
	308	-27473.137	-27463.137	-10.000	672172.84854
	303	-27072.137	-27443.07	-36.934	-968369.56668
	61	-27778.236	-27461.74	-31.495	-477000.53918
80	-27068.673	-27461.74	-73.067	1100.572374	205.761890
				倍面積	205.76
				金 計	205.76

地 區	9-27-7	Y	X ₁ - Y	X ₂ - Y	X ₃ - Y
50	2720.58	572	-2148.924	-14.441	3867.776
61	2728.73	239	-2474.717	-24.685	6782.621
301	15763.353	14.441	-2747.197	14.441	-38706.525
142	15763.785	-24.685	-2745.713	-24.685	-37738.269
		面 積			410.548935
		合 計			205.2724835
		總 計			206.27 吋

引取品名	Y延額	Y延種	備考
233	-276761.511	-27448.224	金庫錠
234	-126752.955	-27458.993	金庫錠
235	-25744.967	-27466.956	金庫錠
	-257566.734	-27457.106	マンホール板ナナナ

基准点钢圈 S=1:2500	缩尺深数	0.999909
测地系	世界测地系 第6系	测量年月日
		平成22年12月16日



点名	X 坐标	Y 坐标	备注
10864	-12666.912	-27084.266	街区北拐点
10865	-12668.418	-27033.912	街区北拐点
10870	-12691.031	-27246.854	街区北拐点
10871	-12675.193	-27458.318	街区北拐点

（張麗金）

著作

平成 22 年 12 月 10 日

1/250

（建中）令十一州軍民聽節度使

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
(京都地方法律局宇治支局管轄)
令和7年7月17日 東京法律局

今案7年7月17日

東京法務局

戒烟药

7ページ

00030013
2025 請求者
0000

請求番号: 17-3

(京都土產) 金上土產

作者

土地家園調查

9月26日作成

人請出

縮尺

005

9番27

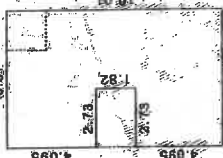
飞幡市男由松里9番地27

建築物の所在



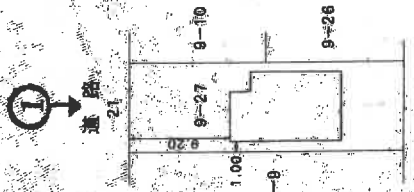
求積算		
4550	$\times$ 10.010	= 45,545.500
1,520	$\times$ 8.190	= 14,905.800
		計 60,451.300

球面積 60.45 m²



求積表				
2.730	×	4.095	=	11.179350
2.730	×	4.095	=	11.179350
3.640	×	10.010	=	36.384400
				58.795100

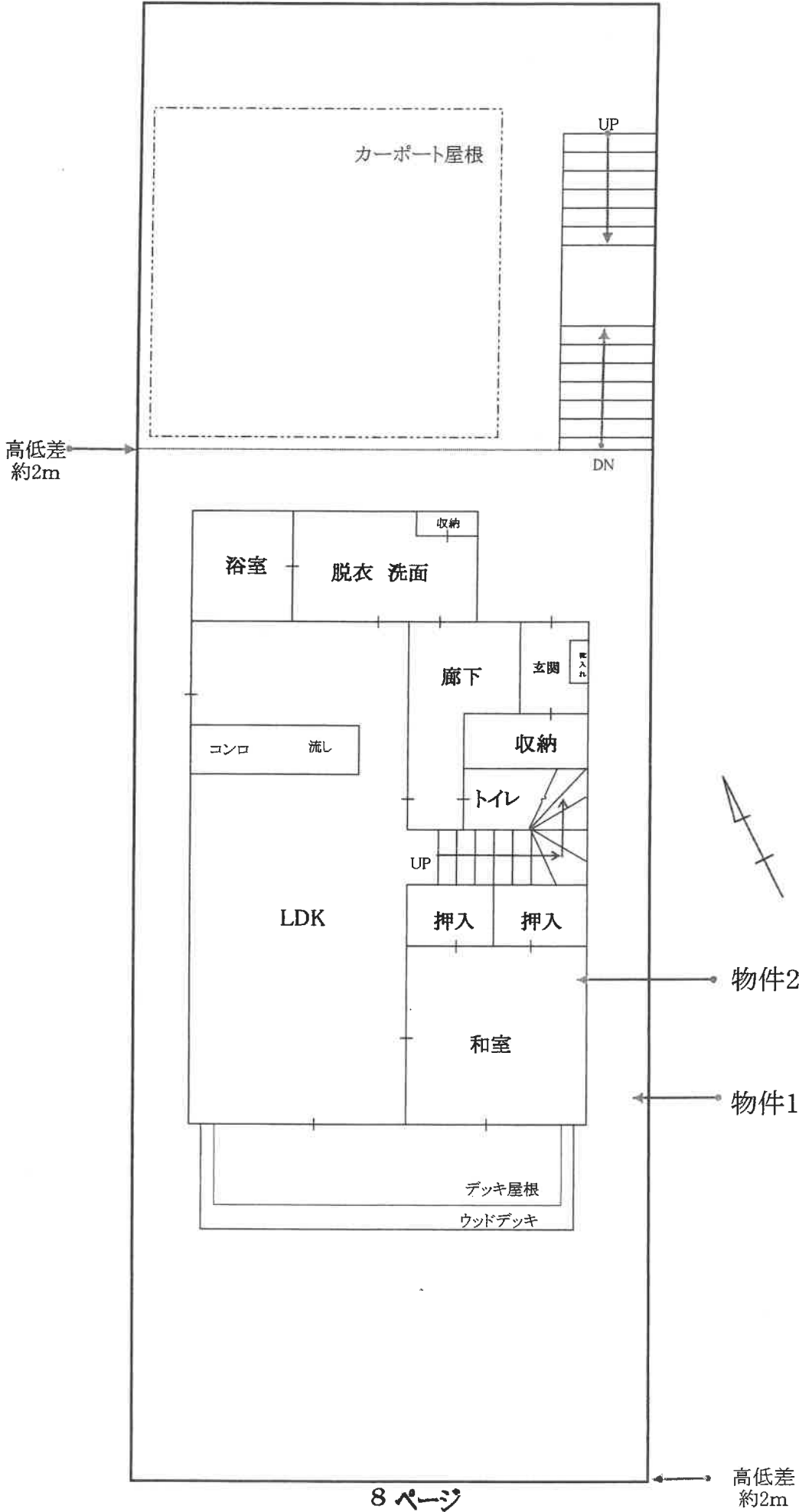
床面價 58.79 元



写真撮影位置方向

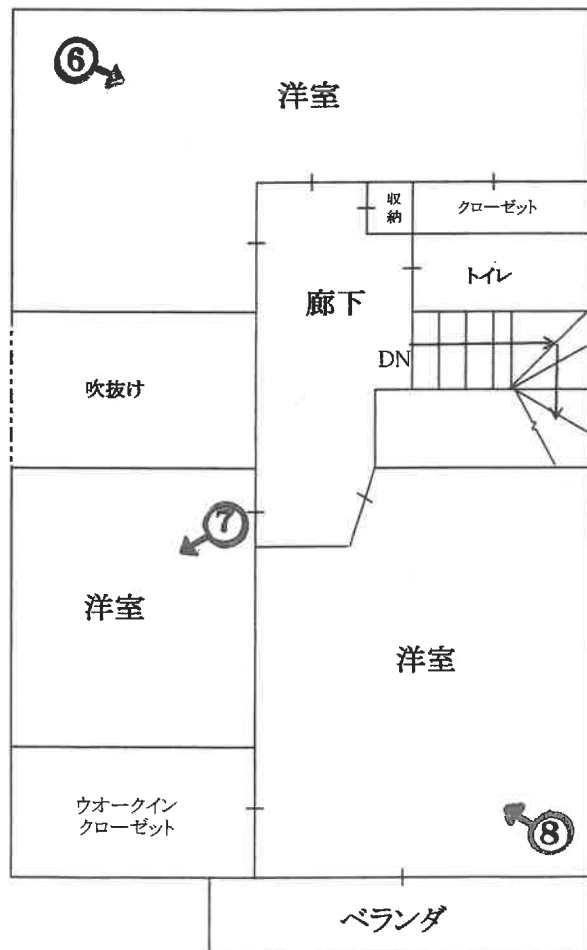
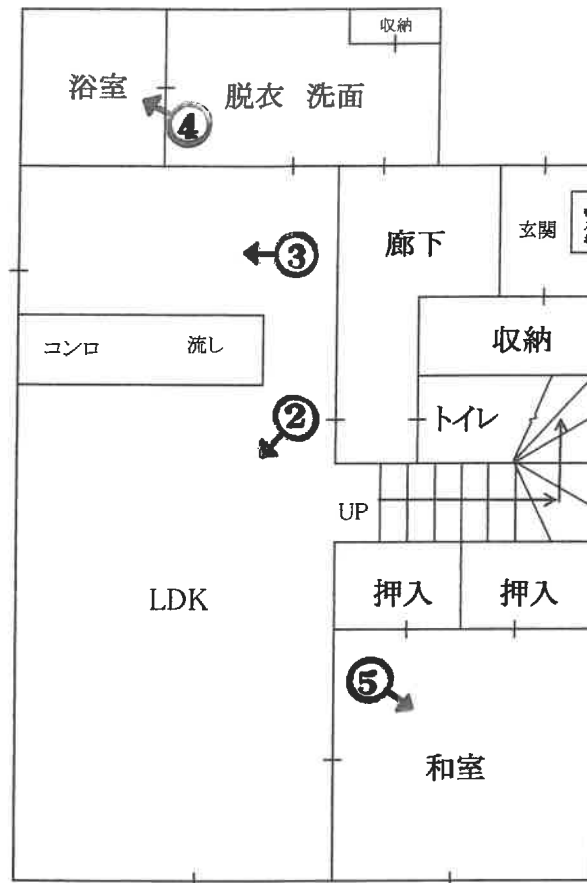
(京調会2)

北東方 約8m市道



建物見取図

(♂ 写真撮影位置方向)







3



4



5



6



7



8

令和 7 年 （ ケ ） 第 130 号

令和 7 年 10 月 8 日 現 地 調 査
令和 7 年 10 月 17 日 評 価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士

西 井 雅 志

第1 評価額

一 括 価 格		
金 19,630,000 円		
内 訳 価 格		
物件1（土地）	金 4,990,000 円	
物件2（建物）	金 14,640,000 円	

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1)

位 置 ・ 交 通	京阪本線「樟葉」駅の南東方・道路距離約 2.7 km 最寄バス停「弓岡」の南方・約 130m (徒歩 約 2分) (付属資料「目的物件の位置図」参照)	
付 近 の 状 況	中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60 % 200 % なし 15 m 第2種高度地区
画 地 条 件	間口約8.2m、奥行約25mの長方形地 建物地盤面は駐車スペース及び道路より約2m高く、階段が設置されている。 南西側隣接地は本件建物地盤面より約2m高く、隣接地側に擁壁がある。 公図写のとおり	
接面道路の状況	北東側幅員 約 8 mの 市道 に 等高 に接する。 (建築基準法第 42条 1項 1号道路)	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設	上 水 道: あり ガ 配 管: あり 下 水 道: あり (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	特になし	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 平成23年9月25日 新築 経 過 年 数 ： 約 14 年 経済的残存耐用年数： 約 16 年
仕 様	構 造 ： 木造 屋 根 ： スレートぶき 外 壁 ： 吹き付け等 内 壁 ： クロス、板等 天 井 ： クロス、ボード、板等 床 ： フローリング、畳等 設 備 ： 電気、ガス、給排水設備 そ の 他 ： 太陽光パネル
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間 取 り： (付属資料「建物見取図」参照)
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	建築確認及び完了検査あり 屋根上に太陽光パネルは確認できたが、太陽光発電システムの詳細は不明である。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

[1] 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	94,200	0.97	205.27	0.95	17,820,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 八幡 -5

公示価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $98,800 \times 103/100 \times 100/100 \times 100/108 = 94,200$

◇ 時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： 方位等 (1.00)

◇ 地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/103 \times 100/105 \times 100/100 = 100/108$

イ 個別格差： 方位、敷地内段差 (0.97)

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建 付 減 価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
2	220,000	119.24	0.39	10,230,000
計				10,230,000

ウ 現価率

経済的全耐用年数 30 年、経過年数 14 年、経済的残存耐用年数 16 年、残価率 0.05
 の耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = {残価率 0.05 + (1 - 0.05) × 経済的残存耐用年数 / 経済的全耐用年数} × (1 - 観察減価 0.30)
 = 0.39

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ (万円未満四捨五入)
1	17,820,000	60%	法定地上権	10,690,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を60%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	17,820,000	-10,690,000		100%	70%	4,990,000
2	10,230,000	+10,690,000	100%	100%	70%	14,640,000
一 括 価 格 (合計)						19,630,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 修正の必要がない。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価公示標準地 (八幡-5)
所 在 : 八幡市男山金振10番16
価 格 : 98,800 円/㎡
位 置 : 京阪電鉄本線「樟葉」駅の 南東 方、道路距離約 1.9 km
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 273 ㎡
供給処理施設 : 水道、都市ガス、下水あり
接 面 街 路 : 北方 6 m 市道
用 途 指 定 等 : 第1種中高層住居専用地域 (建蔽率 60 %、容積率 200 %)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域

- 2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)
物件1(土地): 11,583,386 円
物件2(建物): 4,790,755 円

第7 付属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 付 近 地 図

以上

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|---------------|-------------|--|
| 1 | 所 在 | 八幡市男山松里 | | |
| | 地 番 | 9番27 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 205.27平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 八幡市男山松里 9番地27 | | |
| | 家屋 番号 | 9番27 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 60.45平方メートル | |
| | | 2階 | 58.79平方メートル | |



第 1 図 目的物件の位置図

地理院地図
GSI Maps



出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して利用

第2図 付近地図

地理院地図
GSI Maps



出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して利用